官庁報告

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の３第５項の規定により特定漁港漁場整備事業計画の変更をしたいので、同条第６項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

平成27年７月８日

農林水産大臣　林　　芳正

三崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

(1)　漁港漁場整備法第19条の３第６項において準用する同法第17条第４項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

(2)　縦覧の期間　平成27月７月８日から平成27年７月28日まで

(3)　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部計画課、神奈川県庁、三浦市役所

法　　務

公証人任免

静岡地方法務局所属公証人板谷浩禎は願により公証人を免ぜられた。

根村良和は公証人に任命され、静岡地方法務局所属公証人板谷浩禎の後任を命ぜられた。

福井地方法務局所属公証人佐伯健一は願により公証人を免ぜられた。

小野昭男は公証人に任命され、福井地方法務局所属公証人佐伯健一の後任を命ぜられた。

山口地方法務局所属公証人菊間徹は願により公証人を免ぜられた。

林祐史は公証人に任命され、山口地方法務局所属公証人菊間徹の後任を命ぜられた。

福岡法務局所属公証人田村和志は願により公証人を免ぜられた。

北島孝昭は公証人に任命され、福岡法務局所属公証人田村和志の後任を命ぜられた。（以上七月一日）（法務省）

公　　告

諸　事　項

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成７年法律第105号）第307条第２項の規定により、次のとおり公告する。

１．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は平成27年８月７日までに沖縄総合事務局財務部金融監督課あて申し出をされたい。

２．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

［掲載順序］

①登録番号②代理店名③事務所所在地

①20993000467②泉川　　寛③沖縄県那覇市三原２―19―６

平成27年７月８日

沖縄総合事務局長　河合　正保

工場財団

愛知県田原市緑が浜二号１番38**たはらソーラー合同会社**の工場財団に愛知県田原市緑が浜二号１番２、１番38たはらソーラー第一発電所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年７月８日　　名古屋法務局豊橋支局

愛知県田原市緑が浜二号１番38**たはらソーラー合同会社**の工場財団に愛知県田原市白浜二号２番１、２番15たはらソーラー第二発電所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年７月８日　　名古屋法務局豊橋支局

有権者申出方

元当局所属公証人五島幸雄の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成27年７月８日　　東京法務局

所得税法第180条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年７月８日

日本橋税務署長　小棹ふみ子

届出した者　ジャパン・セキュリタイゼーション・コーポレーション

事務所等の名称　ジャパン・セキュリタイゼーション・コーポレーション

事務所等の所在地　東京都中央区八重洲一丁目２番１号

責任者の氏名　内山隆太郎

証明書の有効期限　平成27年11月10日

所得税法第180条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年７月８日

日本橋税務署長　小棹ふみ子

届出した者　グローバル・ビジネス・コーポレーション

事務所等の名称　グローバル・ビジネス・コーポレーション

事務所等の所在地　東京都中央区八重洲一丁目２番１号

責任者の氏名　内山隆太郎

証明書の有効期限　平成28年１月12日

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、平成27年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。

平成27年７月８日

農林水産大臣　林　　芳正

記

国営ぴっぷ土地改良事業（農業用用排水）

国営なかがわ土地改良事業（農業用用排水一明渠排水）

多用途ヘリコプター（艦載型）の提案要求書の受領手続に関する説明会

多用途ヘリコプター（艦載型）の提案要求書の受領手続に関する説明会を次のとおり実施します。

平成27年７月８日

防衛省海上幕僚長　武居　智久

１　提案を希望する機種等

多用途ヘリコプター（艦載型）（取得機数に係る考え方は提案要求書に記載）、維持整備に関する部品、器材及び役務並びに教育訓練に関する器材及び役務等を調達します。

なお、多用途ヘリコプター（艦載型）は、次の条件を備える機種とします。

(1)　並列複座の操縦席を有し、２機以上の発動機を装備した回転翼航空機であること。

(2)　主として「ひゅうが」型及び「いずも」型護衛艦に搭載し、輸送、救難、負傷者等の救護・後送が可能なこと。

２　提案を希望する企業等の要件

(1)　多用途ヘリコプター（艦載型）等を納入できること。

(2)　防衛省の要求する情報セキュリティ基準を満たす保全体制が備わっていること。

なお、当該保全体制の確認は防衛省が行います。保全体制が備わっていることは提案要求書の手交の際の必須要件となるため、保全体制の確認に関する手続など不明な点がある場合は、速やかに下記問合せ先までご連絡ください。

３　提案希望申込書の配布等

(1)　対象

提案を希望する企業等

(2)　日時

平成27年７月13日午前11時

(3)　場所

防衛省海上幕僚監部応接室（Ａ棟８階）

(4)　内容

提案希望申込書の配布及び提案要求書の受領手続に関する説明

(5)　提案希望申込書の受付期限

平成27年７月22日午後４時

(6)　その他

提案を希望する企業又は外国政府機関は必ず説明会に参加してください。説明会に参加しない場合、以後、提案要求書を受領することはできません。